

防整技第7249号
令和5年3月30日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正、工事成績評定等について（通知）

標記について、週休2日制工事の試行について（防整施第7248号。令和5年3月30日）別紙の5及び7に示す事項を別紙のとおり定め、令和5年4月1日以降に入札公告を行う建設工事に適用することとしたので通知する。

なお、週休2日制工事（現場閉所型）の試行における工期の設定、工事費の補正、工事成績評定等について（防整技第5282号。令和4年3月28日）については令和5年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局総務課長、地方協力局環境政策課長、地方協力局在日米軍協力課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局管理部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正、工事成績評定等について

1 工期の設定

現場閉所型（発注者指定型）における各建設工事に係る工期の設定は、以下に留意して行うものとする。

（1）工期設定の検討方法

建築及び設備工事においては、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」、土木工事においては標準歩掛等に基づく「土木工事積算システム」を利用する場合は、過去の類似工事实績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

（2）適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃期間等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとし、降雪、出水期等の作業不能日についても適宜設定を行うものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、90日間を最大として、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は20日間を最大として必要な日数を設定する。

（3）後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

2 工事費の補正

（1）積算方法（現場閉所型の場合）

当初の予定価格から、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%以上を満たすことを前提に、下表のとおり、労務費等を補正し工事費を積算する。

なお、工事完成時に、現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

（建築・設備工事で用いる補正係数）

労務費（※） （複合単価）	市場単価等
1.05	付紙1

（土木工事で用いる補正係数）

労務費 （※）	機械経費 （賃料）	共通仮設費率	現場管理費率	市場単価等
1.05	1.04	1.04	1.06	付紙2

※労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）

（２）積算方法（現場非閉所型・交替制の場合）

当初の予定価格から、現場施工期間内に１週間以上現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）の各人における平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が２８．５％以上を満たすことを前提に、下表のとおり、労務費等を補正し工事費を積算する。

なお、工事完成時に、現場代理人等の各人における休日率が２８．５％に満たない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

（建築・設備工事で用いる補正係数）

労務費（※） （複合単価）	市場単価等
１．０５	付紙１

（土木工事で用いる補正係数）

労務費	現場管理費
１．０５	１．０３

（算定基準の例）

現場代理人等の各人における休日率の達成状況について、２８．５％（４週８休以上）、２６．０％（４週７休以上８休未満）、２２．５％（４週６休以上７休未満）の者がいた場合、４週６休以上７休未満の補正率を用い補正を行う。

３ 工事成績評定

週休２日制工事に取り組み、４週８休以上の休日確保を達成できた場合は、工事成績評定要領について（防整技第７１６０号。２８．３．３１）の施工体制、施工状況について、週休２日制工事の取り組み状況を適正に評価し加点するものとする。また、同要領「付紙第１」「属紙第１－１ 考查項目別運用表（公共建築工事）」及び「付紙第５」「属紙第１－２ 考查項目別運用表（土木工事）」の２．施工状況Ⅱ．工程管理のその他については、評価対象として加点し、理由欄には「週休２日制工事の達成」を記入するものとする。

週休２日制工事に取り組み、４週８休以上の休日の確保を達成できなかった場合は、評価対象とするが、加点は行わないものとする。

ただし、当初の契約工期末が令和６年４月以降となる建設工事の工事成績評定については、週休２日制工事による評価の対象としないこととする。

４ その他

（１）工事特記仕様書への記載

工事特記仕様書には、以下を記載するものとする。

ア 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

○1 本工事は、建設工事における週休2日制工事（現場閉所型）の試行対象工事である。

2 週休2日の考え方

- (1) 週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。
- (2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

3 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

4 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

5 工事工程の共有

- (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工

程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

6 現場閉所の達成状況及び精査

【建築・設備工事の場合】

現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額するものとする。

【土木工事の場合】

現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

イ 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

- 1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら、各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の試行対象工事である。

2 週休2日の考え方

- (1) 週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交代しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。
 - (2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
 - (3) 4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

る。

(4) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

3 休日取得実績報告書

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。

4 休日率の達成状況及び精査

【建築・設備工事の場合】

工事完成時において、各人の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

【土木工事の場合】

工事完成時において、各人の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び現場管理費率を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設技術管理官付（各技術班）と協議するものとする。

市場単価（建築・設備工事）

市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）は、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」（国営積第 4 号。令和 2 年 6 月 23 日）により市場単価を補正する。

市場単価（土木工事）

市場単価方式による積算については、週休2日の現場閉所の実施状況に応じ、下表により補正を行うものとする。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

硬質塩化ビニル管設置工		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 3
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 3
砂基礎工	人力施工	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
砂基礎工	機械施工	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
砕石基礎工	人力施工	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
砕石基礎工	機械施工	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
組立マンホール設置工		1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
小型マンホール工		1. 0 0	1. 0 0	1. 0 1
取付管およびます設置工	ます設置工	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 1
取付管およびます設置工	取付管布設 及び 支管取付工	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 2